

第63回憲法と平和を考えるつどい
世界から見た平和憲法

資料集

日時：2008年2月11日（月） 10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館3階大会議室

講師：伊藤 千尋 氏

【講師プロフィール】

1949年山口県生まれ。東大法卒。朝日新聞記者として、中南米、ヨーロッパなど世界各地で取材を重ね、平和や民主主義を求めて闘う人たちの姿を伝え続けてきた。『アエラ』創刊編集部員、月刊『論座』編集部員を経て、現在「be」編集部員。CS放送のキャスター、大学講師（政治学）、「アジア記者クラブ」代表、「コスタリカと手をつなぐ会」共同代表など。個性的で勇敢なジャーナリストとして知られている。著書：『燃える中南米』（岩波新書）、『狙われる日本ーペルー人質事件の深層ー』（朝日新聞社）、『ジプシーの幌馬車を追った』（大村書店）、『君の星は輝いているか』（シネフロント）ほか



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

第63回憲法と平和を考えるつどい

世界から見た平和憲法

資料集

日時：2008年2月11日（月） 10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館 3階大会議室

講師：伊藤 千尋 氏

【講師プロフィール】

1949年山口県生まれ。東大法卒。朝日新聞記者として、中南米、ヨーロッパなど世界各地で取材を重ね、平和や民主主義を求めて闘う人たちの姿を伝え続けてきた。『アエラ』創刊編集部員、月刊『論座』編集部員を経て、現在「be」編集員。CS放送のキャスター、大学講師（政治学）、「アジア記者クラブ」代表、「コスタリカと手をつなぐ会」共同代表など。個性的で勇敢なジャーナリストとして知られている。著書：『燃える中南米』（岩波新書）、『狙われる日本—ペルー人質事件の深層—』（朝日新聞社）、『ジプシーの幌馬車を追った』（大村書店）、『君の星は輝いているか』（シネフロント）ほか



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

世界からみた憲法 おはなしのあらまし

1. 世界の取材から

アフリカ沖の島のヒロシマ・ナガサキ広場、「憲法9条の碑」
街角の露店で憲法の本を買った南米ベネズエラの若い母親

2. アメリカは変わった

テロ直後の米国でたった一人の反乱をしたバーバラ・リー下院議員
息子をイラク戦争で亡くしたシーハンさんの叫び
マイケル・ムーアの最新作「シッコ」に見る・・・どんな社会を目指すのか

3. もう一つの平和憲法—中米のコスタリカ

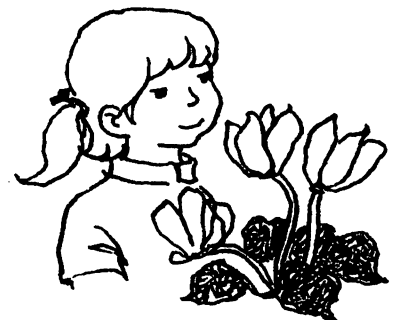
ロベルト君の違憲訴訟、イラク戦争で大統領を提訴
小学生も違憲訴訟、「人はだれも愛される権利がある」
平和の輸出
難民100万人を引き受ける
軍事費を教育費へ。「兵士の数だけ教師を」
平和、教育国家から環境国家へ

4. 世界は変わっている

南米の反米化
自立する欧州
自滅するアメリカ、北朝鮮—アメリカにすぎるな、北朝鮮を恐れるな
日本も変わってきた 限界を知った小泉、自滅した安倍政権

5. 何をすればいいのか—市民力を高める

個人からの出発、ネットでの結束
一人の力が大きな波になる
中国の反日運動の影に携帯電話
「9条着物っ娘」



九条の会

日本国憲法

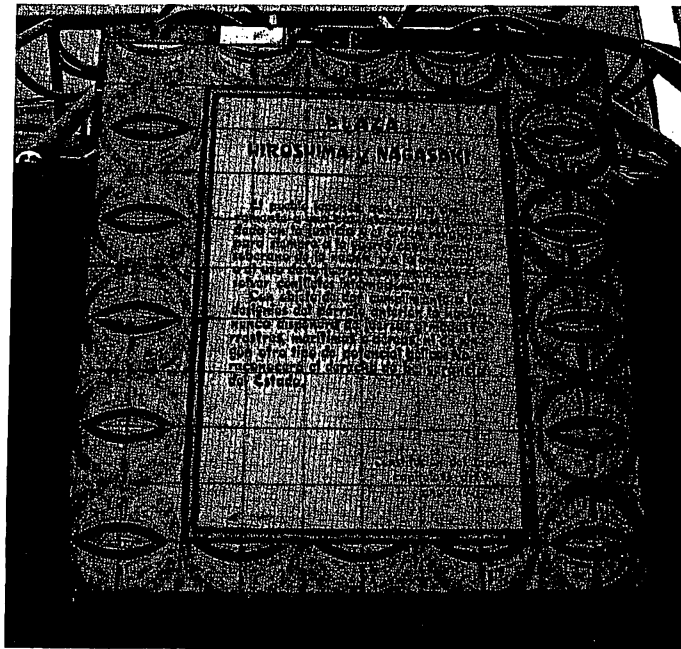
第二章 戦争の放棄

第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

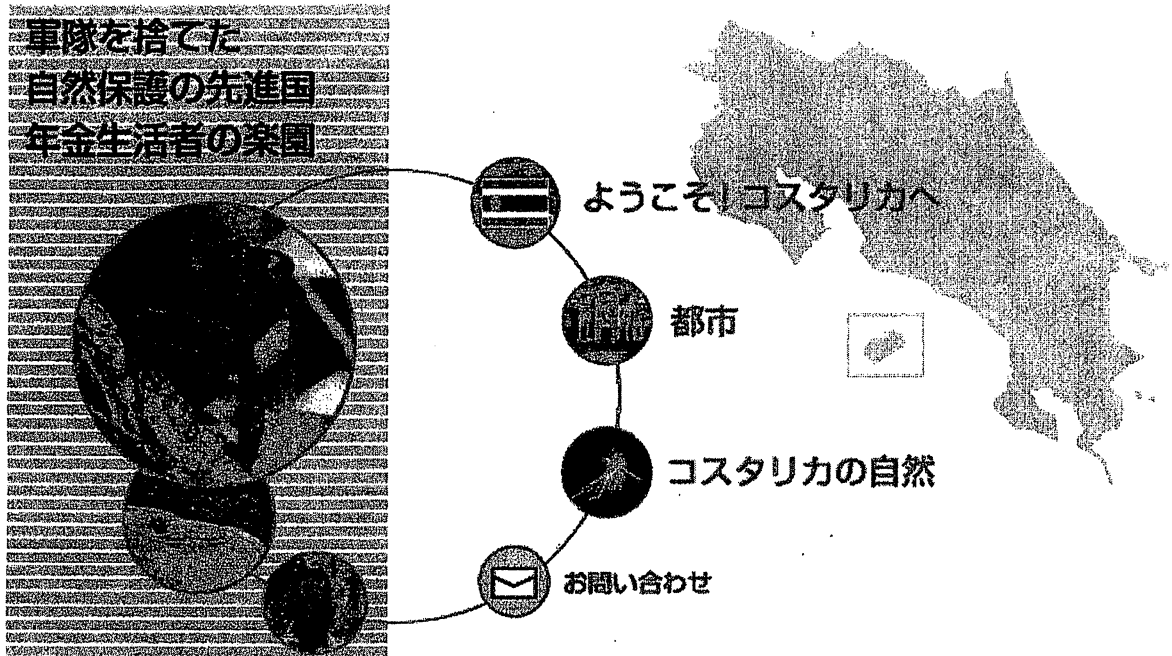
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

九条の会ホームページ(<http://www.9-jo.jp/>)より



▲カナリア諸島にある「憲法9条の碑」

シネ・フロント No. 355, 2007年の伊藤氏の
講演報告より

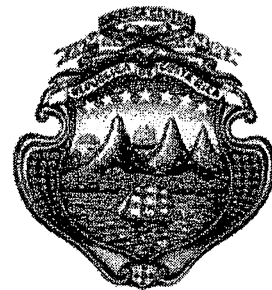


“中米の楽園” コスタリカへようこそ

コスタリカ共和国は北米大陸と南米大陸の中間に位置する、四国と九州を合わせた程の大きさの国。

太平洋とカリブ海に面し、国土の中央部を現在も活動中の火山帯が占める変化に富んだ地形が、素晴らしい自然を育てています。スペイン語で、『豊かな海岸』を意味するこの国に、皆様はどのようなイメージをお持ちでしょうか。

- ◆世界で唯一の非武装永世中立国
- ◆国連平和大学及び地球評議会事務所設立
- ◆アリアス大統領(当時現役) ノーベル平和賞受賞
- ◆国家予算の21%が教育費(2000年度)
- ◆200海里経済水域を世界で最初に宣言
- ◆国土の約24%が国立公園(保護区)
- ◆地球上の全動植物種の約5%が生息
- ◆ペンションード政策・・・年金生活者の受け入れ
- ◆世界人権裁判所

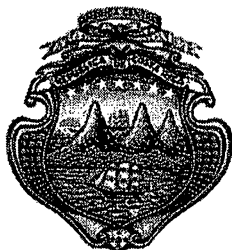


このように、コスタリカはまさに21世紀型の独自の政策を押し進めている非常にユニークな国なのです。

きっと、知れば知るほど新しい魅力を発見して頂けることでしょう。

それではコスタリカならではの魅力的な世界へご案内します。

■国章(エスクード)



7個の星=7つの県(サンホセ・プンタレナス・グアナカステ・アラフェラ・エレディア・カルタゴ・リモン)

3つの山=火山(イラス・ポアス・バルバ)

海=奥がカリブ海・手前が太平洋

コスタリカの地理的特徴を誇張し、この国の発見を意味するガレオン船と新興独立を象徴する日の出が配置されています。国家的な行事には、この国章が入った国旗が使われます。

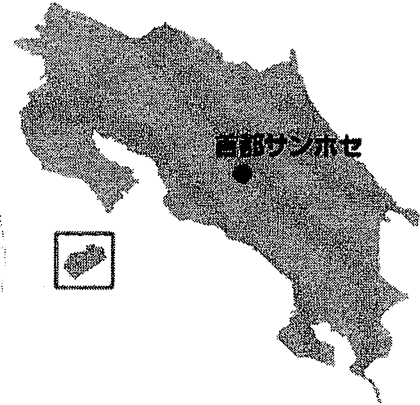
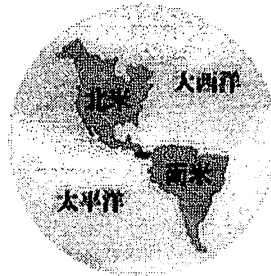


ようこそ！コスタリカへ

- ようこそ！コスタリカへ
- コスタリカの基本情報
- 国旗・国章
- 旅の基本情報
- 対日感情
- 社会事情
- 日本とコスタリカ交流の歴史
- 文化・教育
- ペンションード政策
- 憲法第12条

憲法第12条のページは、
準備中となっている。

コスタリカの基本情報



国名	コスタリカ共和国 Republica de Costa Rica
面積	5万1095km ² (九州と四国を合わせたくらい)
人口	400万(2001年現在)他にニカラグア難民が10%以上永住
首都	サンホセ San Jose (人口50万人)
民族	スペイン系を主とする白人とその混血95%、黒人3%、先住民2%
宗教	ローマカソリック 85.3%、プロテスタント他 14.7%
言語	公用語はスペイン語。ホテル等では英語が通じる。
時差	日本より15時間遅れ。サマータイムは採用していない。
通貨単位	通貨の単位はコロン(C)。*米ドルも使用可 補助単位はセンチモだがほとんど使われていない
換算レート	US\$¥1 = 約C500
通貨の種類	お札: 10000, 5000, 1000, 500, 200, 100, 50 硬貨: 100, 20, (10, 5)等が使用されている。

●自然環境

コスタリカは北緯8～11度に位置し、地理的には熱帯に属しているが、気候は特異な地形の影響を受け変化に富む。

首都サンホセは標高1150mに有り、年間平均気温が22.5℃という常春の快適な気候。

雨期(GREEN SEASON)は5月～11月、乾期(DRY SEASON)は12月～4月で、雨期には1日1回1時間ほどスコールが降る。

サンホセの気候 (気温:℃、降水量:mm、湿度:%)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均気温	22.0	22.8	23.5	23.8	23.1	22.5	22.5	22.5	22.3	22.0	22.1	22.1
降水量	8	24	17	42	248	226	183	198	252	424	147	17
平均湿度	73	70	68	70	78	83	82	81	84	85	79	76

10 章 憲法原理と九条のシステム

終 「基本的人権」「国民主権」「平和主義」の敵、米軍再編

高良鉄美 (筑波大学
法科大学院教授)

十問題の所在

日本国憲法を持つ平和理念には、第二次世界大戦の戦争体験が大きく関わっていることは言うまでもない。例えば、六〇年前、日本国憲法が施行(一九四七年五月三日)されたが、米軍占領下の沖繩ではこの平和憲法は適用されなかった。最後の世界大戦における最後の地上戦の地、沖繩。戦後の米軍統治下で平和憲法が適用されない中、この平和憲法が国民にとってどんな意味を持ち、その神髄とはなんなのかを体験してきた沖繩から、あらためて平和憲法の真髄を訴えることにしたい。

ここ数年の間に周辺事態措置法(一九九九年)、住民基本台帳法改正(一九九九年)、武力攻撃事態法(二〇〇三年)、国民保護法(二〇〇四年)など、これまで平和憲法下では提出することさえはばかられた問題含みの法律が次々と成立した。一九九九年七月の国会法

九条を変えようとするのはなぜか。自衛隊の位置づけを明確にするということも言われている。しかし、それだけなら、現在、法律上は自衛隊法によって明確に位置づけられている。自衛隊法も現在の憲法で縛りをかけられており、自衛隊も憲法の枠内でしか行動できないのであって、それが自衛隊の展開上非常に窮屈だと言えよう。このような自衛隊の展開、より正確に言うなら、政府の考えるような自衛隊の展開に対する憲法の縛りを解こうということに他ならない。いま一度、先の世界大戦の体験に基づく日本国憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」ということの意味を思い起こすべきであろう。

このような政府による改憲の動きに対して、国民は、十分な議論の深まりがない中で、なんとなく改憲支持に流れているように思える。憲法九条を変えようということがどの様な意味を持つているのか。憲法九条の憲法構造内の位置づけはどの様なものなのか。このような視点から憲法九条をきちんと捉えていくことが、安易な改憲論の危険性を浮き彫りにする一つの重要な方法と考える。先に述べた前文の一文は、「ここに主権が国民に存することを宣言し」と続く。憲法は、「政府の行為によって」「戦争へと走る危険性があることを十分予測しており、その予防のシステムとして作用するために」「主権が国民に存すること」を明確に示しているといえよう。

まず、憲法九条の理念について述べ、それから憲法九条の位置づけ、そして、憲法九条を愛することが持つ意味について分析していく。その際に沖繩の米軍再編の現況に若干言及してお

改正により、翌二〇〇〇年一月に国会内に憲法調査会が設置された。憲法調査会設置の本音も調査どころか憲法の改正、とくに平和憲法の根幹たる九条の「改正」にあることは明白である。戦争マニュアルを整備して、じわりじわりと平和憲法の首を締めながら、邪魔な憲法九条にナイフを突きつけ、息の根を止めようとしているのだろうか? 平和憲法が日本国民にもたらした平和や主権者の地位、基本的人権の尊重、地方自治のことなどはまるで忘れられたかのように、「改正」に向けて走り始めてしまっているようだ。

憲法無関心、政治無関心の国民が増えることは権力を持つ者にとって好都合である。パンとサーカスという言葉と歴史が示すように、国民が、食生活に不自由ない状態で娯楽に夢中になり、政治に無関心・無気力であればあるほど、独善的な国策が行われてきた。国民の命に関わる大事なことが国民をいれないうところで決められ、政府を批判する自由(言論・出版・集会)、学問の自由、教育を受ける権利等が徐々に侵されながら、やがて規制立法が制定されてゆく。最近の状況とよく似ていると思えるのは筆者の杞憂にすぎないのだろうか。

憲法とは強大な国家権力から国民を守るためのものであるが、憲法があっても国民がこれを活用しなければ、前述した状況がいつのまにか生まれてくるであろう。

平和憲法は二〇世紀のみを見つめた憲法ではなく、明らかに二一世紀をも射程に入れている。日本の政治状況を見ると、この憲法の斬新な理念の実現を安易に放棄しようとしているだけのように思える。

きたい。これによって憲法九条の意義を主権者国民が理解し、「ここ」の中にきちんと染み入る(肝に染み)一助になることを願う。

十日本人の戦争体験に基づく憲法九条の理念

一般に憲法の前文は、その国の憲法の制定に至る経緯や制定の目的などを定めている。前文の意義は、国家の方向性を示し、それに基づいて憲法が実施されていくところにあるわけで、裁判所も憲法前文が解釈の指針となることを明確に認めている。

実は憲法の前文というものがどのような意義を持つているかということ、明治憲法とその歴史を振り返ってみることによって、十分に知ることができる。本来、なぜ憲法を作るかといううと、国策が先にあつて、それを実施するために国家権力が憲法を作るものではないということをはつきり認識しておかないといけない。憲法は国民がその人権を守るため、国家権力を制限する規範として、国家権力に枠をはめるものなのである。ところが、明治憲法の場合、国家権力、この場合は天皇が、国策を実施するために、一方的に「臣民」(天皇・皇族以外の者)に宣布したものである。

そこで、明治憲法の前文部分を見てみよう。そこには、まるで日本の明治憲法制定後の歴史を予言するようなことが書かれている。国策を実施するという役割を持たされたしまった憲法だから当然のこととも、ならないわけでもないが、やはり、憲法は国政の指針となるものである

から、憲法の性格というものがその後の進路に大きな影響を与えることにな
明治憲法は、内容的に侵略戦争をするように定めているといえる。「天皇と朕が仮名(平仮名にし
た)は引用者の付記、以下同

まず、「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ
垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ
光輝アル國史ノ成跡ヲ胎シタルナリ」という文がある。

簡単に言えば、「日本は天皇の祖先に対する国民の協力によって作られ、永遠のものとなつ
た。天皇の威徳と死をも恐れず忠実で勇敢に戦う臣民の、国を愛する心をもつて天皇のために
死ぬることによって、光り輝く日本の歴史を残すものである」という趣旨のことが書いてある。

さらに「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉テシ朕カ事
ヲ奨励シ相与ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナ
ラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」とある。

この部分は、「天皇の意向を国民が汲んで、天皇の言うことに従い、心を合わせ、帝国の力
を国内だけでなく、海外にも広めることによって、天皇の行ってきたことを強烈に歴史に残し
ていくという目標のために、国民が自ら負担を分かちあう覚悟でいることを信じて疑わない」
といったところである。

まさに明治憲法の歴史は、このとおりに歩んできたわけである。明治憲法制定(一八八九年二

実質的には、いち早く天皇(天体制から抜け出ていた、つまり、明治憲法の「臣民」の義務
から解放されていたのである。十数キロしか離れていない場所の間で、一方はすでに戦争か
ら解放されて、「臣民」の義務から解放されていたところと、もう一方は「臣民」の義務によ
って追い詰められ、米軍を相手に突撃したり、「集団自決」(この用語には議論がある)をしたり、
住民の運命は正反対であった。

この点、日本国憲法を制定する議論の際に、早くも敗戦の年の末、二月二十七日、民間の憲
法研究会から憲法案が発表された。そこには、国民主権や基本的人権の尊重は元より、平和思
想が明記されていたのである。また、憲法懇談会というグループによって作られた民間案の第
五条には、「日本国は軍備を持たざる文化国家とす」という戦力不保持の明確な文言があった
このように、民間の中にも戦争放棄や戦力不保持の案が存在していたのである。戦争の傷跡が
残る中で国民が考えたことは、共通した平和への思いであったといえる。

十帝国議会の平和理念への向き合い方

帝国議会(一八九〇年から一九四七年までの天皇の協賛立法機関)の平和に対する根本的な向き合い
方がよく表れ、憲法九条の理念はGHQからの押し付けとかいわれるような、付け焼刃では決
してないことを示す議論が帝国議会で行われている。

帝国議会における憲法改正特別委員会委員長の芦田均が、「憲法改正を不可避とした事情」

と題した次のような演説を行っている。

内閣総理大臣は憲法改正案の提案理由書の冒頭に於いて、ポツダム宣言に言及されまし
て、基本的人権尊重と民主主義的政治形態の樹立が要望されて居ることを説かれました。
無論それは誤りではありません。併しながら降伏条件の受諾と云う如き、わが国にとつて
受身の、そうして外交的記録によつてのみこの憲法改正の動機は説明し得られるものでは
ないと思ひます。動機はもっとも深く深いところにあると思ふ。この議事堂の窓から眺め
てみましても我々の目に映るものは何であるか。満目蕭条たる焼け野原であります。こ
こにも横たわつておつた数十万の死体、灰燼の中のバラック、朝晩乾く暇なき孤児と寡婦
の涙。その中から新しき日本の憲章は生まれ出さるべき必然の運命にあつたと、内閣は御
考へにならなからぬ。独り日本ばかりではありませぬ。戦に勝つたイギリスでも、ウクラ
イナの平野にも揚子江の揚の陰にも、同じような悲嘆の叫びが聞かれて居るのであります。
この人類の悲嘆と社会の荒廃とを静かに見詰めて、我々はそこに人類共通の根本問題が横
たわつて居ることを知り得ると思ひます。この人類共通の熱望たる戦争の抛棄と、より高
き文化を求める欲求と、より良き生活への願望とが、敗戦を契機として一大改革への途を
余儀なくさせたものであることは疑いを容れないと思ふ。そこで憲法改正の根柢を斯様に
考えることは、政府の見解と一致するかどうかと云う点に付て御尋ねを致します。

(樋口勝一・大須賀明編『日本国憲法資料集』第四版二九頁)

*芦田均 政治家。1887～1959年。新憲法制定時の衆議院憲法改正特別委員長として、
憲法解釈に独自の立場をとった。1947(昭和22)年、日本民主党政権となり、社会党と
の連立内閣に外相として入閣。

*ポツダム宣言 1945年7月26日、ドイツ・ベルリン南西の都市ポツダムで米・英・ソ
の3国代表(トルーマン大統領、チャーチル首相、スターリン)が会談し、中華民国の蔣
介石の承認を得て、日本の無条件降伏を勧告した共同宣言。

このように、九条を中心とした平和憲法の理念は、国民の戦争体験の中から必然的に生まれ出るべきものであり、民間家の戦争放棄や戦力不保持の条文は、これを裏付けているといえる。さらに、次の「衆議院帝国憲法改正案委員会によって行われた附帯決議」も、平和理念についてきちんと向き合っていたことを示している。

この明治憲法の「憲法改正案は、基本的人権を尊重して、民主的國家機構を確立し、文化國家として国民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戦争を駆逐せんとする高遠な理想を表明したものである。然し新しき世界の進運に適應する如く民衆の思想、感情を涵養し、前記の理想を達成するためには、國を挙げて絶対の努力をなさなければならぬ。吾等は政府が国民の總意を体し熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。

戦後初めて、そして帝国憲法下の帝国議會では最初で最後の、男女平等の普通選挙によって選ばれた代表が、このような決議をし、当時の政府に対して絶対の努力を要求していたのである。

しかしながら、これまで政府は、この努力をやつてこなかったことは明白である、いやそれどころか、逆行する政策を採つてきた。現在の「政府の行為」は、ここで示された国民の要望する行為とは異なり、憲法前文が危惧している「政府の行為によつて再び戦争の慘禍が」という方向へと進んでいる。その最も顕著なものが、戦争体験に基づく理念の上に作られた憲法九

条を「改正」しようとする動きである。

↑憲法構造と憲法九条

戦後これまでの憲法「改正」議論が、憲法九条をターゲットにしてきたことはここにもうまでもない。憲法九条はいつたどのような憲法上の位置づけになるのだろうか。

多くの場合、憲法第二章・戦争放棄は、憲法九条だけで構成されており、平和主義は憲法九条によつて示されていると考えがちである。しかし、憲法の構造上、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義（戦争放棄）は基本原理として位置づけられるのであり、憲法全体の底流にあるものである。この三基本原理は相互に深く関連しており、どちらか一つが欠けても、残りが成り立たなくなり、構造そのものが崩れてしまうという仕組みになっている。例えば、平和主義が崩れると、政治や社会において戦争の遂行を優先する軍事体制がしかれ、反戦の集会や言論の自由なども強く規制されることになり、基本的人権が侵害される。また、軍事戦略上意思決定を早めるということになり、国民はおろか国会の同意さえも得る時間はないという理由などをつけて、国民主権は蔑ろにされることになる。

日本国憲法の構造は、悲惨な戦争の体験と最後の世界大戦の、最後の戦争遂行国（対連合國の）としての責任、唯一の原爆投下被害國として世界に原爆の問題を訴える義務など、戦争の反省をこめたものになっている。したがって、戦争へ導いた要因を徹底的に除去する構造にな

っている。富國強兵策は、戦力不保持へと変わり、國威発揚の独善的帝國主義は、戦争放棄の平和主義へと変革された。悪名高き治安維持法などによる言論、出版および集會の統制は、これらの自由を基本的人権として保障するものとなった。國家的地位を持つていた靖國神社をはじめとする國家神道は、政教分離を徹底し、信教の自由を確保するものへと変更された。忠君愛國を植え付けられた「臣民」は、主権者の地位を得て、國政上重要な価値を持つものへと位置づけられた。このように憲法は、大事なことは国民が決める構造、国民の人権が尊重される構造、平和を徹底的に追求する構造になっているのである。

したがって、平和主義は第九条だけの問題ではなく、憲法構造全体の問題なのであり、平和主義の基本原理に則した國のあり方がきちんと採られるべきである。憲法上の要請として、国会、内閣、裁判所は、平和主義と整合性を持たない立法や行政運営、裁判をそれぞれ行うべきではないのである。これは、例えば地方自治や財政など憲法の他の条項にも要請されていることは言うまでもない。この視点から、軍隊や軍事基地、軍事費、安保条約、思いやり予算、基地被害などを考えると、平和主義と整合性を持たないことは明白である。

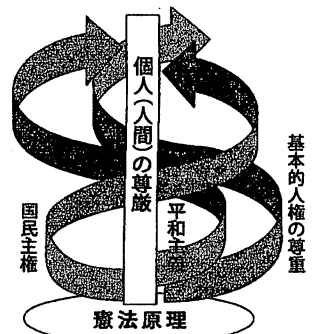


図1 憲法の性質を決めるDNA構造

憲法の三基本原理自体が、戦争で失われた「個人（人間）の尊厳」を中心にして囲むように位置づけられ、しかも、これらの原理はDNA構造のようにらせん形になって、憲法の性質を創り上げていると考えられる（前頁・図1）。したがって、前述したように、どちらか一つが変化すると、すべての構造が崩れてしまう（性質が全く別のものに変化する）といえるのである。このような憲法の構造上、戦争放棄、戦力不保持を謳う第九条自体はどのような構造を持ち、他の条項とどのように関わっているのだろうか。

↑九条システム

憲法九条の構造は、憲法のDNA構造と同じように、「個人（人間）の尊厳」を保持するようになっている。かつて、「臣民」が戦争に動員され、いくらでも代替物がある道具のように扱われ、ひいては神風特攻隊のように兵器としての人になってしまったことから、国民が個人として尊厳を維持し、生きていくための基礎的環境を形成するのが、憲法九条の役割といえよう。したがって、戦争をしないことによる国民の保護と武力によらない紛争解決を謳っているのである。現代の憲法が人権保障を目的としていることは言うまでもなく、その点で言えば、憲法九条は、戦争による「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（前文）を保障しているといえる。

九条は、前文の「恒久の平和」「崇高な理想」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」

「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」「全世界の国民が、ひとしく豊か、く欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」といった文言と整合性を持つていく。まさに、前文と合わせて、核兵器時代の戦争を問い、人類がどこまで戦争を回避できるかという人類の到達原理を謳った「英知の結集」といえるのである。

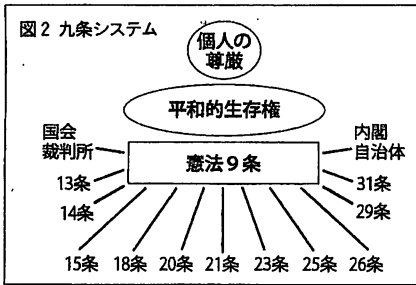
九条とその他の条項との関係については、憲法二三条の個人の尊厳、幸福追求権との関係がまず挙げられる。個人の尊厳は憲法構造全体の中心でもあり、九条も関連していることは言うまでもない。幸福追求権については、九条が戦争放棄の環境をつくることによつて、戦争派兵や軍事訓練に追われる人生ではなく、自己の人生を追求する権利を確保することになる。

憲法一八条の苦役からの自由との関係から、憲法九条は、徴兵を許さないことになる。また、憲法二五条の生存権との関係では、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための社会福祉、社会保障の費用が関連してくる。軍事費の突出による福祉の低水準化は、歴史の示すところである。福祉財源の確保は、軍事費の抑制によつて可能となる。加えて、広大な軍事施設を減らすことにより、各種の公共の文化福祉施設を国民のために提供が十分に可能となる。

憲法二九条の財産権の保障は、本来個人の所有財産の保護を謳つたものであり、憲法九条によつて、戦時体制による軍事強制徴用から、個人の土地、建物、その他の財産を守ることが可能となる。沖縄の米軍基地使用のための強制徴用はこの点で大いに問題がある。また、戦前の旧日本軍による強制徴用のまま、沖縄では現在も引き継がれて、米軍基地として使用されてい

る土地もあり、さらに大きな問題といえる。

その他、憲法二〇条（信教の自由、政教分離）や二二条（言論、出版、集会の自由）との関係は、すでに憲法構造との関連で述べたので、割愛するが、二三条（学問の自由）や二六条（教育）との関係では、戦前の学徒出陣や軍国主義教育、国定教科書を想起すれば充分であろう。ちなみに、一四条は法の下での平等を謳うが、九条と相まって、反戦の信条により非国民と社会的に扱われた戦前のような状態に歯止めをかけることになる。公務員の選定罷免権を定める一五条も、国民主権の表れとして、九条と絡むと戦争への暴走を抑える重要な制度になる。適正手続きを定める二二条は、九条との整合性から、個人財産の軍事徴用問題や赤紙一枚による軍事召集などが、手続きを無視した形で行われたことを考えれば、人権保障のための重要な手続きとなる。沖縄の米軍基地の強制使用手続きに関しては、地方自治法の大改正（一九九九年七月）によつて、駐留軍用地特措法による土地の強制使用は地方事務とは関係なく、国家事務とされた。これによつて、主務大臣の内閣府の一機関である防衛施設局が使用認定を申請し、総理大臣が使用認定すれば、地主が反対をしても、すぐに総理大臣が署名代行をすることになった。簡単に言え



*赤紙 召集令状のこと。用紙の地色が赤かったためこう呼ばれた。陸軍の場合、本籍地の連隊区司令部が発行し、役場の兵事係を経て本人や家族に手渡された。召集場所には発行後24時間以内に出頭せねばならなかった。

ば、自分が使いたいといつ 自分で認定して、自分で署名するということなのである。どこに民主的な手続きがあるといえるのであろうか。

以上各条項に関連する例を挙げたが、このように憲法九条は、単独のものではなく、平和主義を支える重要なシステムとして、他の条項を束ねるものとして位置づけられる（前頁・図2）。

十 米軍再編は平和憲法の敵

日米軍事同盟を強化する米軍再編は、憲法の基本原理と大きな齟齬を生じる。米軍とのコラボ（協働）が集団的自衛権の行使を禁ずる憲法の平和主義に違反することは明白である。現在日本政府は日米軍事同盟のグローバルな展開に向けて憲法を改悪し、自衛隊を「軍」へと改変しようとしており、防衛省への「昇格」（これ自体憲法違反の疑いあり）はその一歩といえる。また、米軍と自衛隊の共同軍事行動が一般化する、自衛隊は、いざ後方支援の位置から前線へ展開し、憲法九条を中心とした平和主義が蔑ろにされることになる。

憲法が保障する基本的人権との齟齬は、米軍再編の根底に「国民の軍事協力」があるため、これが国民の基本的人権と深く関わっている点から生じる。政府の防衛政策に関する情報の規制や軍事協力反対運動の規制などは、知る権利や表現の自由の侵害となり、すでに国家権力のマスコミへの介入などにその一端が表れている。国民保護法の制定によつて、いわゆる民間防衛策の実施の際に、人権侵害が起り得ることは否めない。

米軍再編による日米軍事同盟の強化は、民主的手続を軽視し、国民主権原理を危うくする。

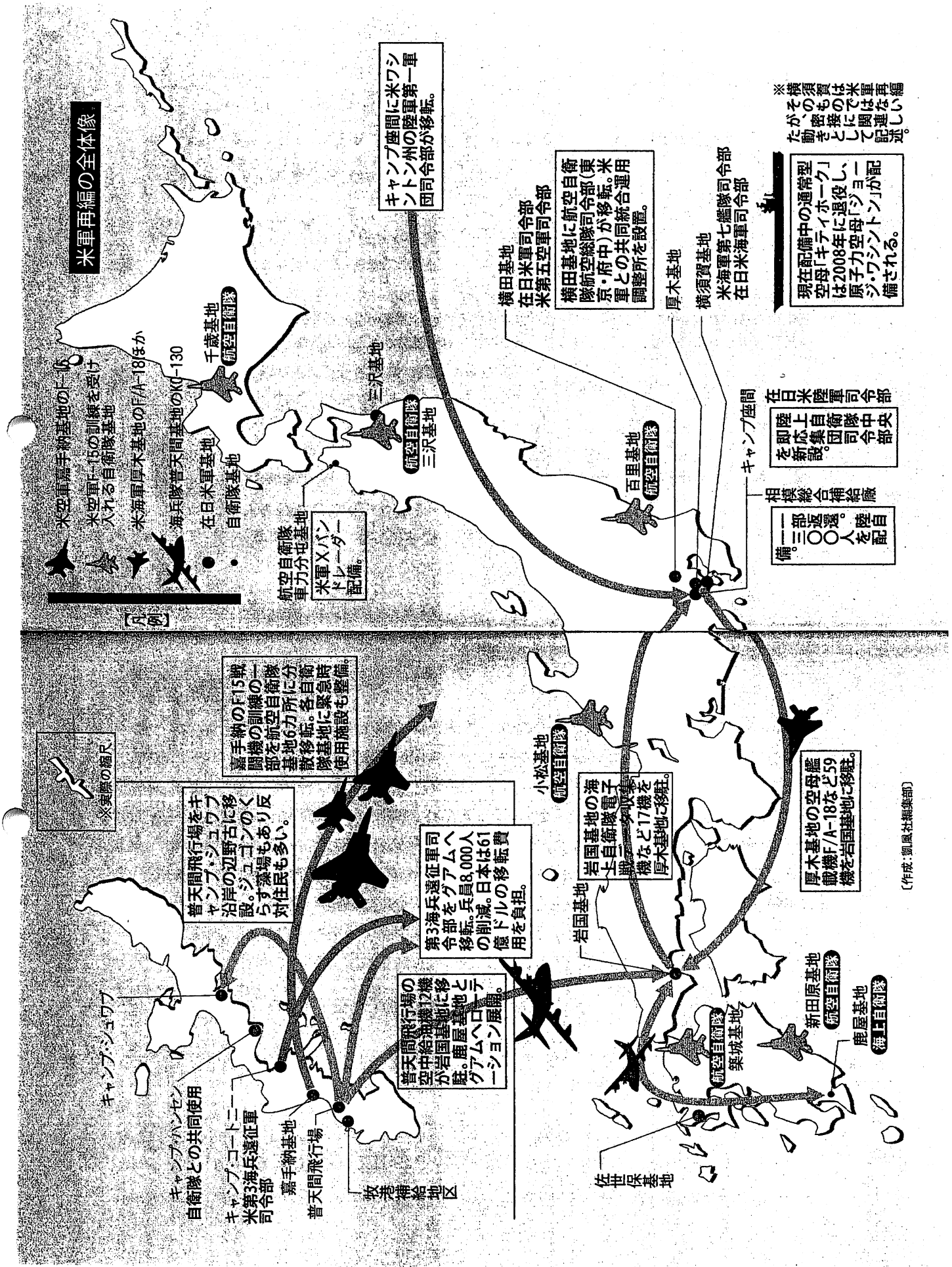
現状では政策面で米軍再編中心の決定がなされ、国民参画による民主的意思決定過程が確保されていない。これまで沖縄が経験してきたように、米軍再編に伴う日米両政府による頭越しの決定など、地方自治を軽視し、住民の意向を問うこともなく、財政的圧力による基地負担の押し付けがまかり通っている。政府は、不意の攻撃を受けたら——という不安をあおつて迅速な軍事的対応を強調している。今後ますます軍事行政部門の意見が政治の中心となり、国民の声は届きにくくなるであろう。

六〇年前日本は、特異な戦争体験を基に、世界に類を見ない平和憲法を誕生させた。今こそその体験をきちんと検証し、日本の現況が戦争との関係でどのような位置にあるのかチェックをする必要がある。日本国憲法が国民を主権者としたのも、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍がないように」するためであり、主権者の監視力に期待しているといえる。沖縄における米軍再編は、日本本土の沖縄化を目論んだものであることをしっかりと見据えて、憲法の原点の重さをあらためて認識すべきであろう。

高良鉄英（たからてつひ） 一九五四年生。琉球大学法科大学院教授、同法科大学院長。憲法学。沖縄県憲法普及協議会会長。一九九四年以来、憲法をかよつて基地問題を訴え続けている。主要著書として「沖縄から見た平和憲法」未來社、一九九七年、監修「CDブック 群衆日本国憲法」（高文研二〇〇七年）、発行者「二一世紀版わたしの憲法手帳—いきいき沖縄ライフ第四版」（沖縄県憲法普及協議会、二〇〇六年）など。

*民間防衛 米軍統治下の沖縄では、Civil Defenseと呼ばれ、住民に対して電灯を一斉に消すといった灯火管制などへの統一的協力を強く求めた。

米軍再編の全体像



航空軍嘉手納基地のF-16
米空軍F-15の訓練を受け
入れる自衛隊基地
米海軍厚木基地のF/A-18ほか
海兵隊普天間基地のKC-130
千歳基地
航空自衛隊
在日米軍基地
自衛隊基地

航空自衛隊
車力分屯基地
米軍Xバン
ドレター
配備。

三沢基地
航空自衛隊
三沢基地
航空自衛隊
百里基地
航空自衛隊

横田基地
在日米軍司令部
米第五空軍司令部
横田基地に航空自衛
隊航空総隊司令部(東
京・府中)が移転。米
軍との共同統合運用
調整所を設置。

厚木基地
横須賀基地
米海軍第七艦隊司令部
在日米海軍司令部

キャンプ座間
在日米陸軍司令部
陸上自衛隊中央
を即応集団司令部
を新設。司令部
相模総合補給廠
一部返還。陸自
備。三〇〇人を配

キャンプ座間に米ワシ
ントン州の陸軍第一軍
団司令部が移転。

※実際の縮尺。

普天間飛行場を主
ヤンブ・シユエワ
沿岸の辺野古に移
設。シユエワのく
らす集場もあり反
対住民も多い。

普天間飛行場の
空中給油機12機
が岩屋基地に移
駐。鹿屋基地と
クアムヘロン展
一シヨ

第3海兵遠征軍司
令部をクアムヘ
ムへ移転。兵員8,000人
の削減。日本は61
億ドルの移転費
用を負担。

嘉手納基地
普天間飛行場
牧港補給地区

岩屋基地
小松基地
航空自衛隊
岩屋基地の海
上自衛隊電子
戦など17機を
厚木基地に移駐。

佐世保基地
航空自衛隊
築城基地
新田原基地
航空自衛隊
鹿屋基地
海上自衛隊

厚木基地の空母艦
載機F/A-18など59
機を岩屋基地に移駐。

※横須賀は米軍再編
そのものではない
が密接に関連し
た動きとして記述

現在配備中の通常型
空母「キティホーク」
は2008年に退役し、
原子力空母「ジョー
シ・ワシントン」が配
備される。

〔作成:朝風社編集部〕

艦載機移転「反対」60%

本社世論調査 岩国、根強い拒否感

米軍岩国基地（山口県）への空母艦載機部隊の移転計画をめぐり、朝日新聞社は4、5の両日、岩国市の有権者に電話による世論調査を実施した。艦載機移転に「反対」は60%、「賛成」は17%で、「反対」が「賛成」の3倍以上。07年9月の世論調査と比べると「反対」の割合はほぼ同じなのに対し、「賛成」はやや減っており、艦載機移転への拒否感がなお強くなっている。31面に質問と回答した。10日投開票の岩国市の出直し市長選の情勢調査とあわせて、移転計画への賛否などを聞いた。

同市では、周辺町村と合併前の06年3月に艦載機移転への賛否を問う住民投票が実施され、87.4%が反対票を投じた。06年4月の前回市長選にあわせて行った朝日新聞の世論調査では「反対」が69%、「賛成」が12%。07年9月の調査では賛否の差が縮まり、「反対」59%、「賛成」25%だった。

今回の出直し市長選は、移転容認派が擁立した前民主党衆議院議員の福田良彦氏(57)と、移転に反対する前市長の井原勝介氏(57)の一騎打ちとな

米空母艦載機部隊の岩国基地への移転に対する賛否(朝日新聞世論調査)

調査時期	賛成	反対	その他(答えない)
06年4月	12%	69%	19%
07年9月	25%	59%	16%
今回(08年2月)	17%	60%	23%

調査方法 岩国市内の有権者を対象に「コンピュータ」で無作為に電話番号をつくる「朝日RDD」にあたって移転問題を重視するか尋ねたところ、「重視する」が61%で、「重視しない」の22%を大きく上回った。前回市長選のときの「重視する」68%、「重視しない」22%と大きな差はない。22%と大きな差はない。27%だった。

く、市民の関心は依然として強いことがわかる。対立した井原氏と市議会の方を支持するかの調査も実施した。対象者の選び方は無作為3段階抽出法。有効回答は1091人、回答率は66%。

新田原基地 共同訓練12—15日 小規模「タイプI」

在日米軍再編に伴う航空自衛隊新田原基地(新富町)での日米共同訓練が、二十五日に行われることが六日分かった。再編による同基地での共同訓練は昨年九月以来二回目で、全国では八回目。参加米軍は米軍岩国基地(山口県岩国市)海軍部隊のF4戦闘機攻撃機二機と人員は数人規模とされている。

九州防衛局(福岡市)新田原基地からは第五三輪信佳・企画部長らが同日、県と新富町を含む関係五市町に概要を伝えた。

訓練規模は小規模なタイプI訓練で、参加米軍は岩国基地の海兵第十二飛行大隊に海軍から派遣されている部隊。人員は飛行に最低限必要な数人規模。機体の不具合発生などでは同基地からの整備員派遣もあるという。

新田原基地では二回目の米軍機の共同訓練が行われることについて東国原知事は「昨年九月の訓練は無事に終了したものの、地元では騒音や事故、治安等の問題についていまだに不安を抱えている。国に対しては、昨年四月に締結した地元自治体との協定を順守し、訓練実施に当たって万全を期するようあらためて申し入れを行った」とコメントした。

訓練実施に万全求める 東国原知事

土屋長文町長は「地域住民が不安のないよう訓練をしてほしい」と述べた。

渡辺 賢二

明治維新後の日本の国家は、第二に「歴史の偽造」による「たまし」第三に「甲午戦争」と認めず「支那事変」といったり、「大東亜を解放する戦争」と呼んだりする「ごまかし」第三には治安維持法などで戦争に反対する人を弾圧する「おとし」、第四に教育などによってマインドコントロールする「ならし」という「四つのし」をくみあわせた政策によって次第に臣民を「死に

おいやつていきます。そして天皇制国家への悪感心を強硬し「天皇のためは命を投げ出す臣民」をつくりあげました。

天皇即位日も 天皇陵も偽造

「紀元節」はそろした政策の典型的な事例でした。明治政府は神武天皇即位日を紀元と定めました。神武天皇が即位した時期とされる時代は、

縄文時代末期であり、天皇のよ様な権力者は存在していません。したがってそれは全くの「歴史の偽造」でした。しかしそれを「真実」と言せるために神武天皇陵(現、橿原市)も偽造されたのです(「たまし」「ごまかし」。また二月十一日を紀元節とし、祝日とし憲法を「強制」する一方、民衆が大切にしてきた行事である五節句(春の七草・ひな祭り・端午の節句・七夕・豊饗)をよめるも命令したのです(「おとし」。さらば教育面では明治初期からは、日本という国が神武天皇から始まることを「正当

「だまされない」「屈服しない」 主権者の誇り持って

国家による「歴史の偽造」

「建国記念の日」を前に考える



昨年、東京で開かれた「建国記念の日」反対集会

念の日」をめぐってを無理やり決定し、政令で戦前の「紀元節」と同じ「甲午」日と定めて六七年から「祝日」としたのです。そして一時は政府主催の行事として式典を行っていた時期もありましたが、国民の批判も多くなり二〇〇五年からは政府主催の行事は中止されました。

私たちは「建国記念の日」にあたって国家の政策に「だまされない」「ごまかされない」「屈服しない」「真実をよめる」という立場から主権者としての誇りを持って国家による「歴史の偽造」とその「強制」を認めず、日本国憲法を真に活(く)かす行動をすることが求められていると願います。(わたなべ・けん) 明治大学非常勤講師) ◇ 東京 午後一時半、中央区・日本橋公会堂4階ホール 講師 林博史・関東学院大学教授「沖繩への教科書検定が問うかけるもの」沖繩報・「歴史を編み」そして日本の戦争責任 小沢隆二・東京慈恵会医科大学教授「憲法9条 過去・現在・未来」

な陸軍」として国定教科書で教えられることになりました(「ならし」。こうして結果が天皇の神格性を特徴とする軍国主義や極国家主義を生み出し、アジアへの侵略戦争を起すことへの原因となつたことは明らかです。

したがって戦後改革の過程で「国民の祝日」が制定されたとき、紀元節が廃止されたのは当然のことでした。ところが政権与党は、一九五二年から「紀元節復活」の動きをおこしました。それは、国民の批判の前になかなか進みませんが、六六年に「建國記

「強制」許さず 憲法をいかに

しかし、東京都杉並区など一部で使われている現行の中学歴史教科書に「神武東征」や「神武天皇即位」が歴史叙述の流れの中で記述されていることは驚愕するところから出来ません。また各地の教育委員会が学校式典で「国旗掲揚」「国歌斉唱」を戦後命令や警察処分など手段を用いて「強制」する動きも出しています。さらには教育の場として存在していた教育基本法が変更され、「愛国心」を「強制」する方向がたせられています。それは、アメリカ兵に戦争する動きと軌を一にするものでもありません。

君の星は光輝してゐるか

第63回憲法と平和を考えるつどい

—世界から見た平和憲法—

朝日新聞記者として、米国、中南米、ヨーロッパなど世界各地で取材を重ね、平和や民主主義を求めて闘う人たちの姿を伝え続けてきた伊藤千尋さんが、超多忙な時間をさいて宮崎に来られます。中米の「軍隊のない国」コスタリカについて、そして日本の改憲への動きについて、豊富な取材体験をベースに熱く語ります。その痛快なメッセージは、平和は、守るものではなく、私たちがひとり一人が日々自分のできることを積み重ねることによってはじめて創り出せることを伝え、私たちに勇気と希望を与えてくれるでしょう。



日時：2008年2月11日(月) 10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館3階大会議室

講師：伊藤千尋さん（現在、日本で数少ない戦闘的国際ジャーナリストの1人として有名。長年、朝日新聞の外報部記者として世界を駆けめぐる。論座、アエラの編集委員を歴任、現在「be」編集委員、CS放送ニュースキヤスター、アジア記者クラブ代表、コスタリカと手をつなぐ会代表、著書：「君の星は輝いているか」(シネフロント)、「反米大陸」(集英社)ほか多数。当日、著書のサインセールもあり。)

主催：日本科学者会議宮崎支部、民主法律家協会宮崎支部、協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

◎どなたでも参加できます。資料代 500 円

(お問い合わせ先：宮崎中央法律事務所内 Tel：0985-24-8820)

第63回憲法と平和を考えるつどい

参加者アンケートのまとめ

開催日：2008年2月11日

テーマ：「世界からみた平和憲法」

講師：伊藤千尋氏（ジャーナリスト、
朝日新聞「論座」編集委員）



- 自分の思いを自分の形で表現してよいのだということを確認できました。地域活動の中で、停滞気味で、今まで、「まわりの人たちがついてきてくれないヨー」と悩んでいました。60年安保の生き残りの私たち、革新都政を実現させたことをもとにがんばります。(女、64才)
- 終始、千尋さんの話に感動しておりました。9条というとすぐに軍需、自衛隊の話になりがちですが、コスタリカのように私たちは「愛される権利を持っているという小学生でもわかるような単純なことと結びついています。身近なことをして、私たちが変えていくんだという勇気をもらいました。ありがとうございました。(女、21才)
- コスタリカのお話、とても感動しました。米国でもチェコでも一人の女性の勇気が多くの人々の心を動かす。私たちも一人一人が行動する勇気をとちたいものだと痛感しました。伊藤先生の今日のお話、一人でもたくさんの人々に聞いて欲しいものです。お忙しい先生でしょうが何回でもお聞きしたいお話でした(女、68才)。
- 私たちの知らない、目からうろこの落ちる話が感動的であった。コスタリカの国家哲学が私たちの平和運動に大きな示唆をいただいた。問題の本質を深く考えることのできる材料が提供されている。ありがとうございます。広い視野をさしだされた感じになりました。まさに「世界からみる」でした。(男、76才)
- 親しみのもてる話法で、実体験でのお話は説得力があり、感動することばかりでした。もっと伊藤さんの話が聞きたかった。そして、次はもっとたくさんの人を誘って(女、58才)
- 内容が具体的でとてもわかりやすかったです。ありがとうございました。(女、59才)
- スピーディーでユーモアのある語り口に惹きつけられました。実に平易な言葉で世界の権利意識を語り、非常に興味深い展開でした。伊藤さんの人間的魅力に印象づけられました。(男、74才)
- とてもよかった。元気が、勇気が出ました。行動が必要であると思いました。(女、60才)
- 目からウロコのお話に涙が出るほど感動しました。一国民として日本の世の中をみつめていきたい。(女、59才)
- 有意義なお話でした。一人一人の自立を改めて考えます。宮崎市のコミュニティー税に関して、もっと行動が大事と思います。(女、60才)
- 久しぶりに勇気もらった話だった。いかに日本がアメリカべったりかが再認識された。どんどんと軍靴の音が大きくなってきた。闘わねばと思う。(男、71才)
- 平和に対する思いを一層強くしました。次代を担う若い世代の参加が少ないのが残念です(男、72才)。
- ありがとうございました。目からウロコがハラハラとおちました(女、48才)。
- 100点満点、いや200点に近い(男、76才)。
- 世界から見る視点がすばらしい。個人としてもっと成長しなければいけないと思った。(男、70才)
- 期待していたとおりにいうか、それ以上にすばらしくて元気が出ました。ぜひぜひまた宮崎でおはなししていただきたいと思います。(女、56才)
- 伊藤さんが説く「輝いて生きる」の“輝く”という意味が、やっとなげたような感じがします。つまり、一人一人が、愛され、自立して生きられるような、自主・人権・民主主義の平和な社会を目ざして、今できることを一人一人が自立して行動することだ。この平和は、安住すればガラス細工みたいに壊れ、日々の努力によってつくるものだという。ありがとうございました。(男、66才)
- 元気が出てきました。あきらめず少しずつ、またがんばっていこうと思います。(自主・人権・民主主義)の国家をめざして、まず自分から、自分のまわりから、かわっていけるように！(女、50才)

- 憲法を暮らしにいかす運動の意義に確信をもちました。(男、74才)
- 最高！ 平和の問題を国家の視点からでなく、個人(人間)の視点でとらえることの意味、大きさ、の話しが強くて心に残りました。(男、57才)
- 世界の、個人の力強さを感じる講演でした(男、39才)
- 政治が悪い、経営者は自分たちの利益のみ追求していると批判してばかりいたが、自分が行動を起こさなければ自分も彼らと同じレベルなんだと、つくづく気づいた講演でした。よかったです。ありがとう。(女、68才)
- コスタリカの国づくりの考え方には感激しました(男、58才)
- わかりやすい、はぎれの良い語り口でした(女、66才)
- とてもためになる講演でした。日本はアメリカだけでなく他の良い国を見習っていけばいいと思いました。(女、20才)
- 大変良い話を聞かせていただきました。ありがとう。(男67才)
- 一人一人の行動、責任で変化が生まれるということで勇気づけられるお話でした。(男、70才)
- 具体的な話しの積み重ねで非常に説得力がありました。基本的人権＝平和、まったくその通りです。勇気づけられました(男、72才)
- 世界の話しから今の日本まで楽しいお話でした。とくにコスタリカの現状には感動しました。(女、49才)
- 大変素晴らしく目の覚めるような講演でした。じわじわと、意識の変改が自分の中では起きています。ただ、中南米やヨーロッパを模倣しようと思っても、現実的には日本では難しいと思うので、残念ながら、正論や理想論に終わってしまいそうです。日本の社会構造や日本人の気質などから、違う方法をあみだしていく必要があるのでは。(女、35才)
- 時間の経つのも忘れて聴き入った。内容も面白く、興味のあるEUの意義にも触れられて、感銘深かった。(男、77才)
- 目からウロコ。九条の重さ、一人一人が認識すべきです。まず私が友人と九条を話題にしたい。(女、67才)
- 感動！今生きているときに、生きる力を失っていたので良かった。(女、53才)
- すばらしい講演、久しぶりでした。ありがとうございました。(女、69才)
- たいへん勉強になりました。日本のジャーナリストのあり方について改めて考えさせられました(男、60才)
- 平和を考える時の出発点が「基本的人権」「一人一人が自立して生きる」ということのコスタリカの考えの話には感動した(男、68才)
- 数々の???と想いの片鱗が繋がった気がします。先日見た「六ヶ所村ラプソディ」という映画の中で「中立」は施設稼働への賛成意見だということに気がついた・・・というシーンがありました。声をあげなくてはならないと思います。(女、52才)
- すばらしいお話で、憲法をどう日常の暮らしの中で語るかということをもっと工夫していくことの大切さを学んだ。(女、70才)
- 非常に具体的で、説得力のあるお話で良かった。世界の視点で現在が見えた思い。日本で生きる一人の女性として、自分の思いを表現していく勇気ももらった。(女、67才)
- テレビ、新聞による情報しか私にはありませんが、自分の足と目で世界のポイントをめがけて住民の目線で実態を知る。これが出来るジャーナリストの方の話が聞けたことが、とてもありがたいと思いました。戦争による平和は望めないと思いますが、やられたらどうするか、またその防止策で意見が分かれます。でも確信をもって対話の手段による実績の話聞き自信をもてました。(女、65才)
- コスタリカの哲学(人は誰でも愛される権利がある(基本的人権)、国民一人一人が大切にされるように国の仕組みを変えてゆく。愛されていないと感じたら訴える権利があり、そのこと

で社会全体をよくする。平和国家の役割＝まわりの国を平和にしよう。自由・人権・民主主義を広げよう。) これには目からウロコです。その他の国の話も聞き元気が出る感動的な話でした。(男、55才)

- 目からウロコ。実際に取材された強み、生きた言葉に感動。(男、71才)
- 世界的視野で豊富な話しが聞かれ、未来への確信と元気がわきました。(女、68才)
- 大変うれしい話をきくことができました。コスタリカにはぜひ行きたい。チェコのマルタさんの話はとくに感動的でした。バーバラ・リーさんの話も感動的でした。ありがとうございました。自分もがんばろうと思います。ポジティブに。(男、48才)
- 外国のことがよくわかりました。知らないことばかりで、はずかしくなりました。コスタリカに行ってみたいと思いました。(女、72才)
- 米国からの自立という世界の流れのお話に勇気を与えられました。運動発展の組織者、伊藤千尋さん！ありがとうございました。(男、66才)
- 決して失望するな、あきらめたら向こうの思うつぼだ、未来はこちらにある。大切なことは、一人一人が自分の出来ることを積み重ねていくことだと、多くの事例を引いて説く伊藤千尋さんの渾身からの講演(訴え)に、「未来がその胸中に在るもの、之を青年という」という明治の自由民権運動家・植木枝盛の言葉を重ね合わせました。しばしば閉塞感と失望感に落ち込む自分を元気づける話でした。(男、67才)

